

一般財団法人せこ記念財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人せこ記念財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、土と水（土は地質・地殻・土壌・汚染土・用土などを含む地盤としての土、水は地下水・河川水・海水・雨水・用水など、また循環や流域の概念を含む水）に関する、社会に役立つ科学的あるいは技術的もしくは技能的な研究開発、人材育成、情報収集及び成果の普及などを通して、土と水に絡んだ障害の除去や軽減、地域防災に係わる活動の推進、生物多様性などの環境保全や利用の推進及び日常生活や食の安全に係わる科学の研究の推進、また、土と水に絡んだ文化などの異分野における活動の推進及び国内外との交流の推進などを行い、それらをもって、地域社会の安全や安心、環境の保全と利用及び持続可能な発展の推進を図り、ひいては国家や国際社会の平和に貢献していくことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土と水に関する科学的、技術的及び技能的な研究及び開発
- (2) 土と水に関する科学的、技術的及び技能的な活動に関する広報及び助成ならびに研究者、専門家及び技能者などの育成、活用、成果の普及及び助成
- (3) 土と水に付随する汚染や障害などを軽減または防除するための情報の収集、活動の推進、助成及び人材の育成
- (4) 土と水に絡む地域の防災に係わる活動の推進、助成及び人材の育成
- (5) 土と水に絡む生物多様性を含む環境の保全、賢明な利用に係わる活動ならびにそれらに関する助成及び人材の育成
- (6) 土と水に係る生活及び食の安全・安心に係わる活動、助成及び人材の育成
- (7) 土と水に係る文化に係わる活動の助成及び人材の育成
- (8) 土と水に係る異分野または国際的な交流の推進及び助成
- (9) この法人の目的を達成するために必要な土木、建設及び環境分野全般における活動の助成
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所ならびに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

氏 名	住 所	財 産	価 額
瀬古一郎		金銭	300万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第5条の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において、議決に

加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(剰余金の不分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員6名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。
 - 一 この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人でないこと。
 - 二 過去に前号に規定する者となったことがないこと。
 - 三 前2号に規定する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）でないこと。
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 一 当該候補者の経歴
 - 二 当該候補者を候補者とした理由
 - 三 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - 四 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- 一 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - 二 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - 三 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。
- 10 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の構成）

第13条 この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（任期）

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬）

- 第15条 評議員に対して、1年当たり総額金100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給する。ただし、評議員の地位にあることのみに基づいての報酬等の支給は行わないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の旅費等に関する規定による。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
- 一 役員の選任及び解任
 - 二 役員の報酬等の総額ならびに役員及び評議員の報酬等の支給の基準
 - 三 定款の変更
 - 四 計算書類等の承認
 - 五 残余財産の処分
 - 六 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
 - 七 基本財産の処分又は除外の承認
 - 八 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
 - 九 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所ならびに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員の過半数が出席し、評議員総数（現在数）の過半数の決議を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 三 定款の変更
- 四 残余財産の処分
- 五 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- 六 基本財産の処分又は除外の承認
- 七 その他法令又はこの定款で定める事項

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 6名以上15名以内
 - 二 監事 2名以上5名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員構成)

第28条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）ならびにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 役員に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみに基づいての報酬等の支給は行わないものとする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の旅費等に関する規定による。

第7章 理 事 会

(構成)

第34条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数が出席し、理事総数（現在数）の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け
 - 二 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - 三 事業の一部の譲渡
 - 四 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- 3 前2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

第43条 この法人は、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部の譲渡をすることができる。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第10章 事務局の設置等

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(保有する株式等に係る議決権の行使)

第48条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(賛助会員)

第49条 この法人の目的に賛同する者を、この法人の賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し重要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

第11章 附 則

(設立時の評議員)

第51条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員

池田俊雄

石井竜一

内村太郎

大石政裕

瀬古亮介

瀬古博子

(設立時の役員)

第52条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事

王寺秀介

古関潤一

瀬古一郎

塚本良道

中川一

守田優

設立時代表理事 瀬古一郎

設立時監事

池田秀雄

渡邊真人

(最初の事業年度)

第53条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和7年3月末日までとする。

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第54条 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

主たる事務所の所在場所 東京都新宿区西早稲田三丁目13番5号

以上、一般財団法人せこ記念財団を設立するため、設立者 瀬古一郎の定款作成代理人である司法書士 小林 彰は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 6年 9月 5日

設立者 瀬古一郎

上記設立者の定款作成代理人

司法書士 小林彰

(登録番号 第4709号)